

議員案第34号

新型コロナウイルス感染症から命を守る緊急対策を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年9月3日提出

小金井市議会議員

古 畑 俊 男
坂 井 えつ子
安 田 けいこ
渡 辺 大 三
森 戸 よう子

新型コロナウイルス感染症から命を守る緊急対策を求める意見書

全国各地で、新型コロナウイルスの新規感染者数が急増し、感染爆発、医療崩壊が深刻になっている。今、政府に求められているのは、命を守ることを最優先にした対応である。

こうした中、菅首相は8月25日の会見で、踏み込んだ対策を語らない一方、「明かりが見え始めてきている」と「明かり」を3度も口にした。重症化しても入院できず、自宅で亡くなる人が後を絶たない重大事態に不安を募らせる国民の実感とあまりにかけ離れていると言わざるを得ない。

首相会見と同じ日、政府の新型コロナウイルス対策に助言する専門家会合が開かれ、「重症者数も急激に増加し、過去最大の規模となり、死亡者数も増加傾向」、「公衆衛生体制・医療提供体制が首都圏だけではなく他の地域でも非常に厳しくなっており、災害時の状況に近い局面が継続」と強く警告し、かつてない表現で対策の強化を訴えている。

政府は8月27日、予備費1兆4,226億円の使途を閣議決定した。医師会などが求めている「臨時の医療施設」増設は明記されていない。政府は緊急包括支援交付金などを充てるなどとしているが、現場のニーズとスピードに見合う規模になる保証はないことは明らかである。自宅療養者は10万人を超える、病状が急激に悪化し、自宅で亡くなる人も相次いでいる。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項について、新型コロナウイルス感染症から国民の命を守るための緊急対策を求めるものである。

- 1 「原則自宅療養」の方針を公式に撤回し、症状に応じて必要な医療を全ての患者に提供することを大原則に据えること。
 - 2 限られた医療資源を最も効率的に活用することを考慮して、政府が責任を持って、医療機能を強化した宿泊療養施設や、臨時の医療施設などを大規模に増設・確保すること。併せて、入院病床を更に確保し、在宅患者への往診や訪問看護など在宅医療を支える体制を抜本的に強化すること。
 - 3 政府が責任を持って、医師・看護師を確保し、全ての医療機関を対象に減収補填と財政支援に踏み切り、安心して新型コロナウイルス診療にあたれるようにすること。新型コロナウイルス感染症治療の最前線で日夜献身している医療従事者を始め、宿泊療養施設や臨時の医療施設、訪問診療に携わる医療従事者も含めて、全ての医療従事者に対する待遇の抜本的改善を図ること。
 - 4 感染伝播の鎖を絶つために大規模検査を行うことが必要であり、特に、感染拡大が顕著になっている事業所、学校、保育園、学童クラブ等に対する大規模検査を希望する全ての人に政府が主導して実行すること、また、行政検査を抜本的に拡充するとともに、集団検査に対して、国が思い切った補助を行って推進すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様
厚生労働大臣様

議員案第35号

1億円を超える遺贈に対し、礼を欠く対応への反省を求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和3年9月13日提出

小金井市議会議員

五十嵐 京子
渡辺 大三
水上 洋志

1億円を超える遺贈に対し、礼を欠く対応への反省を求める決議

令和3年第2回定例会において、重い障がいを持ちながら小金井で暮らし、令和2年に亡くなった一市民から遺言による包括遺贈として1億730万7,000円の寄附があったことと、その歳入を地域福祉基金に積む議案が提案され可決された。

これは市民の善意であり、財政に厳しい小金井市にとって大変ありがたい寄附で、市議会として心から感謝するとともに、御冥福をお祈り申し上げたい。また、2名の遺言執行者に対しても御尽力に感謝を申し上げたい。

その質疑の過程で、2名の遺言執行者への礼を欠く市の対応があつたことや、お札文も発送されてないことが明らかになった。遺言執行者は被相続人の代理人ともいえる存在であり、その遺言執行者に対して礼を欠く対応をとったことは、多額の寄附をしてくださった寄附者御本人に対する失礼にも当たり得る。御本人が既に亡くなつており、市の対応について認知することができないからといって認められることではない。

故人に確認ができないことを理由とした個人情報を盾に、余りにも事務的な一連の対応については、法律以前に遺贈者への感謝の気持ちを欠いていると見られるものであり、市民に大変冷たい小金井市政との印象を強く与えるものであった。

よつて、小金井市議会は、西岡市長に対し、市の対応に強く反省を求めるとともに、多額の寄附があつた事実を市民に伝え、改めて遺贈者に対する感謝の意を表することを求めるものである。また、今後こうした事例があつた場合には、丁寧な対応を求めるものである。

以上、決議する。

令和3年 月 日

小金井市議会

議員案第36号

入管死亡事件の真相究明と全件収容主義の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年9月14日提出

小金井市議会議員

水 谷 たかこ
古 畑 俊 男
坂 井 えつ子
安 田 けいこ
渡 辺 大 三
水 上 洋 志

入管死亡事件の真相究明と全件収容主義の廃止を求める意見書

名古屋出入国在留管理局の収容施設で、スリランカ人女性ウィシュマ・サンダマリさんが3月に亡くなった事件において、入管局は最終報告書を公表した。

報告書は、体制などで改善すべき点があったとしたものの、各地の入管施設で死亡事件が相次いでいたのに、なぜ教訓化されず死を防げなかつたのかの具体的検証はない。「病死」としながら死因の特定は困難とし、明らかにしていない。入管の責任がはつきりせず、「不当なものであったと評価することはできない」と入管局の対応を正当化さえした。

しかし、ウィシュマ・サンダマリさんは死亡の1か月以上前から嘔吐を繰り返し、「食べたいが食べられない」と訴えていて、尿検査の結果「飢餓状態」であったが、内科的な処置は行われず、本人が点滴や受診を求めていたのに、対応しなかつた。入管職員が、体調不良の訴えは仮放免を得るための「詐病」とみなしたとの記述もあり、苦しむウィシュマ・サンダマリさんをからかい笑う場面があつたことも明らかになり、体制があつても対応しなかつた可能性は否定できない。

遺族に見せた収容中のビデオは記録の残る2週間分を2時間に短くしたもので不十分であり、また開示請求した文書もほとんど黒塗りである。不都合な事実を隠していると疑わざるを得ない状況である。遺族は「姉は犬のような扱いを受けていた」、「報告書とビデオの内容が違い信用できない。ビデオを全て見せてほしい」と訴えている。

野党側が国会での全ての期間のビデオの開示と閉会中審査を求めたのに対し、与党側は応じず真相究明に背を向けた。しかし、命が奪われた問題であり、報告書を真に受けていいのかが問われている。

2007年以降、入管施設で死亡した外国人は17人もいる。医療を受けられない事例や、職員の暴力、暴言、人権侵害を告発する声が続出している。仮放免や入院の必要性について、医師の判断より施設長の判断を優先させる入管行政の構造上の問題がある。

在留資格のない外国人を裁判所の関与もなく、全員施設に収容する日本の「全件収容主義」は、国連の人権理事会など国際社会から非人道的と批判が相次いでいる。世界の主要国でこのような「全件収容主義」をとっている国は他にはない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、外国人の人権保障の立場に立ち、真相究明と再発防止のために、第三者による内部立ち入りを含めた調査、ビデオ映像の全面開示、国会での十分な審議を行うことと、「全件収容主義」の廃止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様
法務大臣様

議員案第37号

土石流災害を防止するために、「盛り土」の規制強化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年9月15日提出

小金井市議会議員

白井 亨
古畑 俊男
坂井 えつ子
村山 ひでき
安田 けいこ
渡辺 大三
森戸 よう子

土石流災害を防止するために、「盛り土」の規制強化を求める意見書

静岡県熱海市で7月に発生した大規模土石流被害の原因が「盛り土」だった可能性が強まり、全国各地の盛り土の安全対策が問われている。死者26人、行方不明者1人という甚大な被害を引き起こした「人災」の要因の徹底解明と、責任の明確化は再発防止にとって不可欠である。

現在宅地を造ったり、廃棄物を埋め立てたりする場合の盛り土は法律で安全対策が義務付けられている。しかし、ビルの建設工事などで出る残土を処分するための盛り土を規制する法律はない。

国土交通省によれば、建設残土は年間約2億9,000万立方メートル（東京ドーム約230杯分）に達しており、建設工事の増加などで置き場が限られ、住宅近くに盛り土が造られることがある。また、コスト削減のため、不法投棄されることも少なくない。

深刻なのは、大雨や地震などの際、盛り土被害が各地で繰り返されているのに、規制する仕組みづくりがないことである。これまで盛り土による土砂崩れなどが後を絶たない。

抜け道を塞ぐ規制を国に求める声が自治体から上がっている。関東地方知事会議は昨年、建設残土は「県域を越えて流通している上、条例で定めることのできる罰則では、不適正な事案に対する十分な抑止力となっていない」として訴え、法整備を要望した。近畿ブロック知事会は、「全国一律に適用される最低限度の基準の設定等が不可欠」と提言している。厳格に規制できる法律の実現は待ったなしである。

よって、小金井市議会は、政府に対し、土石流から人命を守るため、「盛り土」の規制強化を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様

国土交通大臣様

議員案第38号

意見書に対し、関係行政庁等の回答義務付けを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年9月17日提出

小金井市議会議員

白井 亨
古畑 俊男
坂井 えつ子
安田 けいこ
斎藤 康夫
渡辺 大三

意見書に対し、関係行政庁等の回答義務付けを求める意見書

地方自治法第99条は、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」と規定している。意見書は、地方議会が当該自治体の公益に関して、関係行政庁等に対して行う意思表明である。意見書の議決に当たっては、住民の意見や要望、陳情や請願など広く民意を把握した上で、議会の総意としての議決を目指して格段の努力が払われている。

しかし、それを受け取った関係行政庁等からは対応について報告や回答がないのが実態であり、提出した意見書の処理について知る術がない。

1993年の地方自治法改正により、知事、市町村長や議長の全国的連合組織の国への意見具申制度(法第263条の3第2項)が設けられ、1999年の同法の改正により内閣の回答努力義務等(法第263条の3第3項及び第4項)が追加された。

しかしながら、意見書については受理した関係行政庁等の処理について何ら規定されていない。

よって、小金井市議会は、地方議会から提出された意見書について、関係行政庁等に意見書の回答義務を課すこと及び国会に対するものにあっては、その内容の是非を審議するよう明記することなど、法に基づく意見書の実効性を担保するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣總理大臣様
総務大臣様

議員案第39号

出産育児一時金の増額を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年9月17日提出

小金井市議会議員

水 谷 たかこ
古 畑 俊 男
坂 井 えつ子
村 山 ひでき
安 田 けいこ
五十嵐 京 子
宮 下 誠
渡 辺 大 三
水 上 洋 志

出産育児一時金の増額を求める意見書

現在、出産育児一時金について、国の制度では42万円、小金井市では上乗せをして、45万円となっている。

厚生労働省によると2019年度の出産費用は、正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4,000円となっている。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の出産育児一時金の支給額では賄えない状況になっており、平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出している計算となる。

一方、全国の2019年における出生数は86万5,234人で、前年と比較して、5万3,166人減少し、過去最少となった。少子化克服に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、子どもの成長に応じた、きめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられる。

少子化対策は、我が国的重要課題の一つに外ならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせない。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
厚生労働大臣様

議員案第40号

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年9月17日提出

小金井市議会議員

水 谷 たかこ

古 畑 俊 男

安 田 けいこ

宮 下 誠

渡 辺 大 三

水 上 洋 志

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別氏(姓)制度の導入に賛成又は容認すると答えた国民は66.9%であり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになった。

しかし、現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定している。このため、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓の使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じている。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取組を進めているが、ダブルネームを使い分ける負担の増加、社会的なダブルネーム管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題も指摘されている。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛を解消するものにはならず、根本的な解決策にはならない。

また、少子高齢化による一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚が増え、改姓を望まないと考える人や現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層非婚や少子化につながる一因になっている。

このような状況から、国際連合の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し、女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告している。

さらに、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところだが、依然として国会での議論は進んでいない状況である。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
法務大臣様
内閣府特命担当大臣(男女共同参画) 様

議員案第41号

生活保護の級地見直しに関する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年9月21日提出

小金井市議会議員

水 谷 たかこ
古 畑 俊 男
坂 井 えつ子
安 田 けいこ
片 山 かおる
た ゆ 久 貴
渡 辺 大 三

生活保護の級地見直しに関する意見書

2021年6月25日の第39回社会保障審議会生活保護基準部会において、厚生労働省から、生活扶助の級地について、現行の6区分を3区分に見直す方向性が示された。

しかし、今回の級地の見直しは、都市部の生活保護世帯を中心に、更なる保護基準引下げとなるおそれがあり、また、生活保護基準部会における十分な検証がないまま検討が進められようとしていることも問題である。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活保護の必要性が高まっている中、級地の変更により保護基準が引き下げられれば、生活保護を更に利用しにくくなるおそれがある。

また、保護基準の引下げは、住民税非課税限度額や就学援助、保育料免除の基準等、生活保護を利用していない市民にも大きな影響を与えるものである。

現在、小金井市は多摩地域において、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市、西東京市と同様の、1級地ー1の区分となっているが、もし見直しが行われ、基準が下がることになれば、小金井市だけでなく多摩地域全体の市民が大きな影響を被ることになる。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項について強く求めるものである。

- 1 枝番の廃止(6区分から3区分への統合)の目的及び廃止後の保護基準の内容を明らかにすること。
- 2 枝番廃止に加え、1、2、3級地の各区分における自治体数の大幅な変更も検討されているが、変更の目的、変更が予定されている自治体名及び各自治体への意見聴取の具体的な内容とスケジュールを明らかにすること。
- 3 生活保護基準部会における検討スケジュール(案)では、級地区分の審議及び検証が、本年6月の部会1回のみで終了し、その後は厚生労働省による見直しの検討が進められることになっている。その後、9月7日の生活保護基準部会でも一定の議論がされた。しかし、区分変更の影響の大きさや、級地区分の変更について過去30年以上抜本的な見直しがされてこなかったことを考え合わせると、僅か数回の検証で済ませることは許されない。生活保護基準部会において十分な審議と検証を行えるよう検討スケジュールを見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様

議員案第42号

化学合成農薬半減の目標実現のため、農産物検査規格の抜本的な見直し
及び新たなJAS規格では精米を対象とすることを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年9月21日提出

小金井市議会議員

古 畑 俊 男

安 田 けいこ

片 山 かおる

渡 辺 大 三

化学合成農薬半減の目標実現のため、農産物検査規格の抜本的な見直し 及び新たなJAS規格では精米を対象とすることを求める意見書

政府は2021年5月、ネオニコチノイド系農薬など化学合成農薬の使用量を2050年までに半減するなどを目標とする「みどりの食料システム戦略」を打ち出した。一方、EUは2021年5月、「Farm To Fork戦略」で2030年までに半減する目標を立てており、スイスはさらに野心的な2027年を目標とする「農薬リスク削減法」を2021年3月に制定している。

化学合成農薬の使用削減は世界的なSDGsの流れであり、日本の今後の農産物輸出戦略の鍵にもなっている。

しかしながら、農産物検査法に着色粒規定があるために、生産者が農薬散布を強いられていること及び斑点米カメムシ類を2000年に根拠無しに植物防疫法・指定有害動植物に指定したことが、当国の農薬削減の障害になっている。このため小金井市議会は2018年に「ネオニコチノイド系農薬の使用禁止と、農産物検査規格規程の着色粒規定の廃止を求める意見書」を国に提出しているが、状況は改善されていない。

同様の意見書は本議会のみならず、米の主要産地である秋田県内市町村議会や青森県、岩手県、埼玉県、香川県などの行政機関からも上がっている。同市町村議会からは、着色粒規定の廃止を求めただけでなく、等級価格差が小売価格に反映されないなど消費者の利益になっておらず公正な制度とは言えないとして、等級制の廃止も求めている。

こうした意見書が議会から届いているにもかかわらず、政府は農産物検査を見直すことなく、新たに「穀粒判別機」を使用したJAS規格を策定しようとしている。穀粒判別機の測定値は精米によって消滅し、無意味となる。このような規格を新たに設ける必要性は認められない。また、新たなJAS規格は農産物検査規格を流用したものにすぎず、これら2つの規格は生産者にとって実質的に違いがない。2つの規格により今後も農薬使用が継続されることになれば、農業を環境破壊の加害者にさせ、また、生産コストの増大にもつながることが危惧される。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、実効的な「化学合成農薬の半減」を求めて、以下の事項について求めるものである。

- 1 化学合成農薬の使用削減のために、農産物規格規程の着色粒規定を廃止すること。
- 2 斑点米カメムシ類を植物防疫法「指定有害動植物」に根拠無しに指定したことを取り消し、指定を解除すること。
- 3 新たにJAS規格を設ける場合は、玄米の外観ではなく、消費者にとっても有用な精米を対象とする規格にし、科学的合理性を持たせること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
厚生労働大臣様
農林水産大臣様

議員案第43号

食品に含まれる放射能基準値の規制緩和をしないことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年9月21日提出

小金井市議会議員

古畑俊男
坂井えつ子
安田けいこ
片山かおる
渡辺大三
水上洋志

食品に含まれる放射能基準値の規制緩和をしないことを求める意見書

2011年に東京電力福島第一原子力発電所の事故が起こった。10年が経った2021年3月9日、復興庁が出した「復興の基本方針の変更について」を日本政府は閣議決定したが、消費者や生産者が安心できる内容ではなく、容認することができない。

「風評払拭・リスクコミュニケーションの推進一食品等に関する出荷規制等」について、知見やデータの蓄積を踏まえ、科学的・合理的な見地から検証と記載されているが、この元になっているのは、自由民主党東日本大震災復興加速化本部「食品等の出荷制限の合理的なあり方検討プロジェクトチーム」による提言である。

農家による努力や専門家の研究により、原発事故後に土壌にばら撒かれてしまった放射性物質を食べ物に取り込ませない方策は功を奏している。また、日本の土は一旦セシウムと結合すると強く吸着する性質であったため、幸いなことに主食である米を含む多くの農産物や果物、肉、魚、卵など、一般的な食品については、今ではほとんど検出がされないか、されたとしても数ベクレル程度のものがほとんどになっている。

しかし、人が住んでいないという理由で除染をしなくてもよいと国が決めた森林などで育つ野生のキノコ、山菜、猪や鹿・熊などのいわゆる「ジビエ」について「マイナーフード」とし、摂取量や市場流通量が少ないことを理由に、放射能基準値を現在の100ベクレル/kgから10~100倍(1,000~10,000ベクレル/kgに相当)に緩和することを検討している。

深刻な放射能汚染を過去のものとし、「他の食品が汚染されていない」ことを理由に、汚染が高い傾向にあると分かっている食品群の規制値を緩めることなどあってはならない。規制値を緩めることで、最終的には「キノコや山菜は基準値が引き上げられて危険だ」という消費者離れの実害を引き起こすことが懸念され、生産者・出荷する方々にとっても影響が大きくなる。また、この規制値緩和によって食品輸出にも影響が出て、各国が再び日本の食品を買わなくなるおそれもある。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項について求めるものである。

- 1 国は規制値を緩めるのではなく、最低でも現在の100ベクレル/kgの規制基準を遵守すること。
- 2 抜け穴になっている個人売買サイトを経由して、基準値超えの野生キノコや山菜が流通している実情を的確に把握し、監視を強め、厚生労働省が約束した「抜き打ち検査」を実施し、測定データを公開すること。
- 3 消費者が安心して食べ物を選べるよう、また生産者が安心して出荷できるよう、国や地方自治体の放射能測定体制を10年目であることを理由にして縮小せずに、維持・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様
厚生労働大臣様
農林水産大臣様

議員案第44号

中小事業者の営業を守るため、消費税に係るインボイス制度の延期を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年9月21日提出

小金井市議会議員

た ゆ 久 貴

森 戸 よう子

中小事業者の営業を守るため、消費税に係るインボイス制度の延期を求める意見書

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、2023年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向けた準備が進められている。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、事業者免税点制度を実質的に廃止するものである。

このインボイス制度には、シルバー人材センターで働く会員も個人事業主という位置付けで適用されることが明らかになっており、影響が広がることが懸念される。

課税事業者からみると、仕入先が適格請求書発行事業者ではない売上1,000万円以下の個人事業主やフリーランス等が発行した請求書では、仕入税額控除が受けられなくなる。つまり、免税事業者に支払った分の消費税控除を受けられなくなってしまうことになる。

また、課税事業者からすれば、インボイスを発行できない免税事業者との取引は仕入税額控除が受けられなくなるため、取引先を変える要因の一つになってしまふことが予想される。

一方、売上1,000万円以下の事業者が、これまでどおりに課税事業者との取引をするためには、インボイスの発行事業者の番号を登録し、課税事業者への転換を迫られることになる。つまり、消費税を納税しなければならなくなり、これまで消費税の負担を免税されていた事業者には経営悪化や会計処理、帳簿保存の煩雑化といった問題が発生する可能性がある。

課税事業者にとっても、免税事業者にとっても、負担が増えることは明らかである。コロナ禍で時短・自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊する下で、中小企業・自営業者の経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではない。

多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ることに懸念の声を上げている。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小事業者の存在が不可欠である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、コロナ禍の下、中小事業者の営業を守るために、消費税のインボイス制度実施の延期を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様
経済産業大臣様
財務大臣様

議員案第45号

辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について
国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする
意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年9月21日提出

小金井市議会議員

白 井 亨

村 山 ひでき

渡 辺 大 三

水 上 洋 志

辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について 国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする 意見書

憲法前文には、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し」とある。ところが、自由の平等が保障されないまま、米軍基地建設が強行されている場所がある。沖縄である。

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示してから2年以上が経過したにもかかわらず、工事は強行され、更には、その埋立てに、沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部から採取した土砂を使用することが予定されていることは民意のみならず、戦没者への敬意を失することにもなり、許されるべきではない。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や安全保障の地政学的事由、またアメリカの強い要求という言い訳も、これまで日米の政府関係者らの発言、多くの識者の分析によって瓦解している。

しかしながら、普天間基地の代替施設が、「本土の理解が得られないから」という不合理な理由で同じ沖縄に決定され、工事が強行されていることは、憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下の平等の各理念からして看過することの出来ない重大な問題である。

憲法が「わが国全土にわたつて」約束した自由の恵みが沖縄にも差別なく確保されるため、政府のみならず全国の地方自治体及び日本国民は、沖縄県民の民意に沿った公正かつ民主的な解決を行う必要がある。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、仮に日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事は中止すべきである。

安全保障の議論は日本全体の問題である。すなわち、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、当事者意識を持った国民的議論により決すべきであり、最終的には国権の代表機関たる国会で、国が最終的に責任を負う法整備等の仕組みの中で行うべきである。その中で普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、憲法第41条、第92条、第95条等の規定に基づき、以下のとおり公正かつ民主的に解決することが求められる。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、以下の事項について強く求めるものである。

- 1 沖縄での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。殊に沖縄戦戦没者の遺骨の残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきではないこと。
- 2 普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行い、最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任を持って行う法整備等の仕組みの中で解決すること。
- 3 その中で、普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄以外の全国の全ての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押し付けとならないよう、公正かつ民主的な手続きにより決定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

衆	議	院	議	長	様
参	議	院	議	長	様
内	閣	總	理	臣	様
内	閣	官	房	官	様
総		務	大	臣	様
外		務	大	臣	様
国	土	交	通	臣	様
防	衛		大	臣	様
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）					

議員案第46号

精神科病院に入院中の患者が新型コロナウイルスに感染した場合は、速やかに感染症に対応可能な病院へ転院できるように体制の構築を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年9月22日提出

小金井市議会議員

水 谷 たかこ
古 畑 俊 男
坂 井 えつ子
安 田 けいこ
片 山 かおる
た ゆ 久 貴
渡 辺 大 三

精神科病院に入院中の患者が新型コロナウイルスに感染した場合は、速やかに感染症に対応可能な病院へ転院できるように体制の構築を求める意見書

国や自治体は、新型コロナウイルス感染症の発生が確認されて以来、国民に対してあらゆる感染予防について周知してきた。

しかし、精神疾患を有する患者は、その疾病特性からソーシャルディスタンスの確保や消毒液等の取扱い、マスクの装着徹底等の感染予防が難しい場合がある。

とりわけ精神科病院内では、医療スタッフによる懸命の感染対策を講じても、一旦新型コロナウイルス感染が確認されるとまん延しやすい側面がある。

日本精神科病院協会（以下、「協会」という。）は、令和3年9月15日、精神科病院に入院中に新型コロナウイルス感染が確認され、感染症に対応可能な病院へ転院を要請しても、転院できずに死亡した患者が235名に上ったとの驚くべき調査結果を公表した。

精神科病院では、感染症に対する専門的な治療には限界があり、精神科病院内で新型コロナウイルス陽性患者が発生した場合には、速やかに転院できるようにかねてから協会は国に要望してきたとのことである。

よって、小金井市議会は、政府に対し、このような状況を踏まえ、精神疾患を有する患者においても、新型コロナウイルス感染症に罹患し、医師がその重症化により転院が必要と判断した際には、患者の生命を守るために都道府県の首長の責任において早急に対応し、感染症医療及び精神医療の両面から必要な医療の提供を受けることができる体制を講ずるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様
厚生労働大臣様

議員案第47号

小金井市議会会議規則の一部を改正する規則

地方自治法第112条及び小金井市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年9月27日提出

小金井市議會議員

白井 亨
古畑 俊男
坂井 えつ子
村山 ひでき
安田 けいこ
片山 かおる
五十嵐 京子
宮下 誠
斎藤 康夫
渡辺 大三
森戸 よう子

(提案理由)

本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図る必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市議会会議規則の一部を改正する規則

小金井市議会会議規則（昭和37年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の7週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前からその出産の前後を通じて16週間（多胎妊娠の場合にあつては、22週間）以内の範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

小金井市議会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則	備考
(欠席の届出)	(欠席の届出)	
第2条 議員は、 <u>公務</u> 、 <u>疾病</u> 、 <u>育児</u> 、 <u>看護</u> 、 <u>介護</u> 、 <u>配偶者</u> の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付して、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	第2条 議員は、 <u>事故</u> のため出席できないときは、その理由を付して、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	育児、介護等の欠席事由の欠席事由の明文化
2 議員は、出産のため出席できないときは、 <u>出産予定日</u> の <u>7週間</u> （多胎妊娠の場合にあつては、 <u>14週間</u> ）前からその出産の前後を通じて <u>16週間</u> （多胎妊娠の場合にあつては、 <u>22週間</u> ）以内の範囲内において、 <u>その期間を明らかにして</u> 、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2 議員は、出産のため出席できないときは、 <u>日数を定めて</u> 、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	産前・産後の休養に係る規定の整備
付 則 この規則は、公布の日から施行する。		

議員案第48号

公立保育園の廃園方針（案）を巡り混乱を招いていることに対し猛省を
求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和3年9月27日提出

小金井市議会議員

白井 亨
古畑 俊男
坂井 えつ子
安田 けいこ
片山 かおる
五十嵐 京子
宮下 誠
渡辺 大三
森戸 よう子

公立保育園の廃園方針（案）を巡り混乱を招いていることに対し猛省を 求める決議

西岡市長は、令和3年7月28日の厚生文教委員会において、新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）の中で、公立保育園3園の廃園方針（案）を初めて明らかにした。突然の保育園廃園方針に、その後在園保護者からの139件の意見シートによる厳しい声や議会からの指摘があり、提案から僅か1か月半後の第3回定例会の9月9日の同委員会において、西岡市長は説明会が開催できていないことを理由に、2園廃園の完了時期及び来年4月の2園における0歳児募集停止の1年延期を宣言した。

長い間、課題とされてきた公立保育園の行く末について、水面下で作成され、僅か2か月余後に実質的な着手となる超短期的スケジュールで廃園を決定事項のように持ち出し、仕事や家事・育児に忙しい保護者等に大きな混乱を招いていることは、市政への不信に繋がり、猛省を求めるものである。

市が示した公立保育園の廃園方針（案）は、来年からの2園0歳児募集停止と無関係であるという主張であったが、説明がつかず厚生文教委員会を3日間にわたって開催せざるを得ないなど、一貫性の欠如と行政としての政策形成の在り方に重大な懸念がある。

本来、今後の市全体の保育の質を高く維持、向上させるとともに、子どもの最善の利益の視点に立ち、るべき保育について考え、施策を検討することこそ、市の責務である。そのためにはこれまで信頼関係を築いてきた保護者等とのコミュニケーションは大事にすべきものであり、方針の変更をするときは、丁寧な説明と手続き、保護者等の理解を得て進めることができることは言うまでもない。

西岡市長は、日頃より「対話の市政」を掲げ、市民参加と協働に基づく市民自治を市政の運営方針に入れており、保育行政においても、これらを踏まえた行政執行を実現すべきである。

よって、小金井市議会は、西岡市長に対して、公立保育園の廃園方針（案）を巡り混乱を招いていることを猛省し、市民との信頼関係に基づいた行政運営を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和3年 月 日

小金井市議会